

## ○特例申請の適用要件

ア 適用を受けようとする年度の初日の属する年の前年1月から同年12月まで（以下、「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が360万円以下であること。

ただし、対象期間における納入実績が1年に満たない場合は、申請書の提出月の前3か月の宿泊に係る納入すべき宿泊税額の月平均納入金額が30万円以下であること。

イ 当該宿泊施設の経営を開始してから1年を経過し、かつ、特別徴収義務者の登録を行ってから3月（特別徴収義務者となった日以後の日数が1月に満たない月を除く。）を経過していること。

ウ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。

エ 適用年の前年の1月1日以後において、宿泊税の過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。

オ 適用年の前年の1月1日以後において、県税の徴収金を滞納していないこと。

カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。